

平成 30 年 6 月 12 日

平成 30 年第 2 回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
(平成 29 年度美浦村一般会計)
- 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
(平成 29 年度美浦村公共下水道事業特別会計)
- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 3 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 4 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 5 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 6 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 7 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 8 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 9 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 10 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 11 号 美浦村農業委員会委員の任命について
- 議案第 12 号 村道路線の廃止について
- 議案第 13 号 村道路線の認定について
- 議案第 14 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 平成 30 年度美浦村一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 19 号 平成 30 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 20 号 平成 30 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 21 号 工事請負契約の締結について
(災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る工事)
- 議案第 22 号 物品売買契約の締結について
(災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る物品)

報告第 1 号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により，平成 2 9 年度美浦村一般会計の繰越明許費について，別紙計算書のとおり報告する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

美浦村長 中 島 栄

平成29年度 美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	村債	
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	通知カード・個人番号カード関連事務	円 1,574,000	円 0	円	円	円	円
5 農林 水産業費	1 農業費	蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金	37,000,000	0				
合 計			38,574,000	0				

報告第 2 号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により，平成 29 年度美浦村公共下水道事業特別会計の繰越明許費について，別紙計算書のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

平成29年度 美浦村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源
						国県支出金	村 債	
1 下水道費	2 下水道事業費	公 共 下 水 道 事 業	円 210,241,000	円 210,241,000	円 23,241,000	円 87,500,000	円 99,500,000	円
合 計			210,241,000	210,241,000	23,241,000	87,500,000	99,500,000	

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

平成30年 専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

美浦村長 中 島 栄

美浦村税条例等の一部を改正する条例

（美浦村税条例の一部改正）

第1条 美浦村税条例（昭和44年美浦村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第4項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税

法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「, 同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に改め、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「, 「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」とを加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事業所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、

法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する村長に到達したものとみなす。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、「二月」を「2月」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場
において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐
偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更
正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村
民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当
初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52
条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過し
た日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限ま
での期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合
において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐
偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1
項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申
告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあ
つては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書
の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項
の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日
より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限ま
での期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場
合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐
偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更
正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村
民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当
初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52
条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経
過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期
限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改
める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)), 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者, 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し, 消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」

を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙

巻たばこの 1 本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）附則第 48 条第 1 項第 1 号に定めるたばこ税の税率，一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率，法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。）をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法
ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第 33 条第 1 項又は第 2 項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額

第 94 条に次の 4 項を加える。

- 7 第 3 項第 3 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は，売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し，その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し，加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 3 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第 3 項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各号に定めるもののほか，これらの規定の適用に関し必要な事項は，施行規則で定めるところによる。

第 95 条中「5,262 円」を「5,692 円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、同条第14項中「法附則第15条の8第4項」を「法附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第13項を第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第10条の2中第12項を第16項とし、第11項を第15項とし、第10項を第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第6項を第5項とし、同項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」

を「平成３２年度分」に改める。

附則第１２条の見出し及び同条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第３項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第４項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第５項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１３条（見出しを含む。）中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１５条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成３０年３月３１日」を「平成３３年３月３１日」に改める。

附則第１７条の２第３項中「第３７条の７」を「第３７条の６」に、「第３７条の９の４又は第３７条の９の５」を「第３７条の８又は第３７条の９」に改める。

第２条 美浦村税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．８」を「０．６」に、「０．２」を「０．４」に改める。

附則第１０条の２第１６項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第４４項」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４６項」に改める。

第３条 美浦村税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．６」を「０．４」に、「０．４を」を「０．６を」に改め、同項第３号中「附則第４８条第１項第１号」を「附則第４８条第１項第２号」に改める。

第９５条中「５，６９２円」を「６，１２２円」に改める。

第４条 美浦村税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 美浦村税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（美浦村税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 美浦村税条例の一部を改正する条例（平成27年美浦村条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「美浦村税条例」に改め、同条第4項中、「新条例第92条第1項」を「美浦村税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中、「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中美浦村税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第5条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中美浦村税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中美浦村税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中美浦村税条例第23条第1項及び第4項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中美浦村税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中美浦村税条例附則第10条の2第13項を同条第17項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。）
生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日
（村民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の美浦村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の美浦村税条例の規定中個人の村民

税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成32年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の美浦村税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第23条第1項及び第4項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る村たばこ税）

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項

- 第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（美浦村税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の美浦村税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号。附則第7条第2項及び第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに村長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の

2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項,	美浦村税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項,
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定に

より、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(村たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の美浦村税条例（以下この項及び次項に

において「３２年新条例」という。）第１９条、第９８条第４項及び第５項、第１００条の２並びに第１０１条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３２年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１９条	第９８条第１項若しくは第２項,	美浦村税条例等の一部を改正する条例（平成３０年条例第　　号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第７条第３項,
第１９条第２号	第９８条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第７条第２項
第１９条第３号	第９８条第１項若しくは第２項の申告書又は第１３９条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第７条第３項の納期限
第９８条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）別記第２号様式
第９８条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第７条第３項
第１００条の２第１項	第９８条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第７条第２項
	当該各項	同項
第１０１条第２項	第９８条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第７条第３項

- ５　３２年新条例第９９条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきも

の返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(村たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の美浦村税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項,	美浦村税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項,
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由

により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

平成30年 専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険税条例（昭和41年美浦村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計におい

て負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第21条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第22条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の美浦村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字土屋 3 1 2 6 番地 6 2

氏 名 松 本 博 志
昭和 36 年 2 月 18 日生

議案第 4 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字木原 5 6 5 番地

氏 名 坪 井 文 男
昭和 28 年 6 月 9 日生

議案第 5 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字大山 2079 番地

氏 名 大 津 英 幸
昭和 33 年 12 月 6 日生

議案第 6 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字本橋 480 番地

氏 名 本 橋 透
昭和 37 年 3 月 31 日生

議案第 7 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字興津 770 番地 1

氏 名 石 嶋 敏 明
昭和 52 年 12 月 23 日生

議案第 8 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字木原 594 番地 1

氏 名 葉 梨 衛
昭和 18 年 4 月 20 日生

議案第 9 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字土浦 2004 番地 1

氏 名 下 村 宏
昭和 27 年 2 月 6 日生

議案第 10 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字牛込 7 1 6 番地

氏 名 武 田 貞 巳
昭和 16 年 7 月 26 日生

議案第 11 号

美浦村農業委員会委員の任命について

下記の者を美浦村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 美浦村大字木原 497 番地 2

氏 名 石 川 修
昭和 22 年 6 月 20 日生

議案第 12 号

村道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により，美浦村道路線を下記のとおり廃止する。

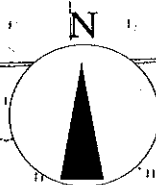
平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

村道路線の廃止

道路 種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
1	村道 103 号線	大字大谷 1293-1 大字興津 2262	1657.0	4.60～15.60

廃止路線位置図



国道125号大谷交差点

国道125号バイパス

村道103号線

村道102号線

JRA美浦トレーニングセンター

議案第 13 号

村道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により，美浦村道路線を下記のとおり認定する。

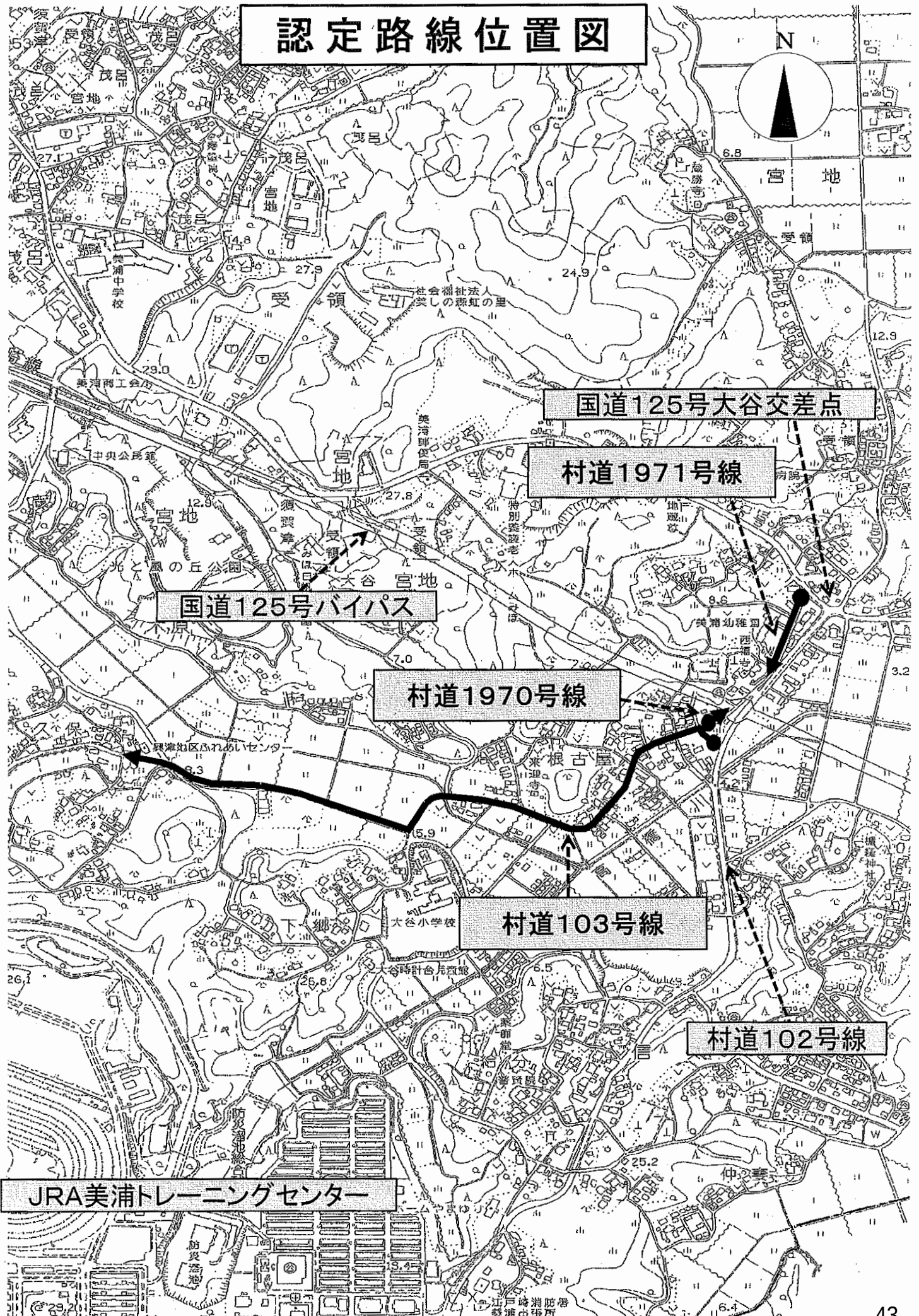
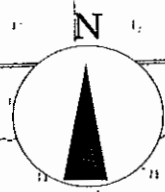
平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

村道路線の認定

道路 種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
1	村道 103 号線	大字大谷 464 大字興津 2262-1	1332.5	4.6 ～ 15.6
3	村道 1970 号線	大字大谷 1044-3 大字大谷 1046-1	55.5	5.7 ～ 5.9
3	村道 1971 号線	大字大谷 1293-1 大字大谷 406-3	163.0	5.4 ～ 9.0

認定路線位置図



議案第 14 号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中島 栄

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 27 年美浦村条例 12 号）の一部を次のように改める。

別表第 1 中「10, 700 円」を「10, 100 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 15 号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年美浦村条例第 11 号）の一部を次のように改める。

第 7 条第 2 号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模 保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると村が認める者 第17条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

附則第1条中「施行の日」の次に「（以下「施行日」という。）」を加える。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努

めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年美浦村条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（10）5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、村長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 17 号

美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

美浦村医療福祉費支給に関する条例（昭和 51 年美浦村条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「15 歳」を「18 歳」に改め、同条第 4 号ア中「第 3 号（ア），（イ）及び（ウ）」を「前号ア（ア），（イ）及び（ウ）」に改め、同号イ中「第 3 号イ」を「前号イ」に改める。

第 3 条中「及び高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条」を「又は高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条若しくは同法第 55 条の 2」に改める。

第 4 条第 1 項中「限る。」を「限り、対象者が小児であり、15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者の場合にあつては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「15 歳」を「18 歳」に、「及び」を「，」に、「指定訪問看護を受けた場合は、前項の規定により支給する額（以下「支給額」という。）から保険医療機関等及び指定訪問看護事業

者」を「指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合は、前項の規定により支給する額（以下「支給額」という。）から保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め、同項第1号中「医療及び指定訪問看護を受けた」を削り、「又は指定訪問看護事業者」を「，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め、同項第2号中「医療を受けた」を削り、同条第4項中「医療，保険外併用療養費，医療費及び訪問看護療養費」を「療養の給付，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費」に改め、同条第6項中「若しくは指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合には，その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を，又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合には，その者が当該医療，指定訪問看護，手当に関し当該保険医療機関等，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改める。

第5条第1項第2号中「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加え、同条第2項ただし書中「前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は，児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定の例によるものとし，」を削り，「前項第3号」を「前項第1号」に，「にあたって」を「に当たって」に，「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項」を「同条第2項」に，「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条」を「同令第5条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。ただし，第2条第2号，第4条第1項の改正規定は平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

議案第 18 号

平成 30 年度美浦村一般会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度美浦村の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 53,398 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,073,398 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		345,765	5,712	351,477
	2 国庫補助金	39,402	5,712	45,114
15 県支出金		504,846	2,770	507,616
	2 県補助金	298,707	2,770	301,477
17 寄附金		95,498	300	95,798
	1 寄附金	95,498	300	95,798
18 繰入金		344,735	36,160	380,895
	2 基金繰入金	344,730	36,160	380,890
20 諸収入		123,646	8,456	132,102
	5 雑入	110,761	8,456	119,217
歳入合計		6,020,000	53,398	6,073,398

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		685,650	2,924	688,574
	1 総務管理費	467,429	2,924	470,353
3 民生費		1,613,278	36,614	1,649,892
	1 社会福祉費	1,071,148	573	1,071,721
	2 児童福祉費	540,007	36,041	576,048
5 農林水産業費		494,190	2,370	496,560
	1 農業費	485,541	2,370	487,911
6 商工費		19,986	0	19,986
	1 商工費	19,986	0	19,986
8 消防費		611,846	8,456	620,302
	1 消防費	611,846	8,456	620,302
9 教育費		885,559	3,034	888,593
	2 小学校費	88,725	150	88,875
	3 中学校費	48,516	60	48,576
	4 幼稚園費	81,112	95	81,207
	5 社会教育費	168,441	2,542	170,983
	6 保健体育費	283,716	187	283,903
歳 出 合 計		6,020,000	53,398	6,073,398

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	345,765	5,712	351,477
15 県支出金	504,846	2,770	507,616
17 寄附金	95,498	300	95,798
18 繰入金	344,735	36,160	380,895
20 諸収入	123,646	8,456	132,102
歳入合計	6,020,000	53,398	6,073,398

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	685,650	2,924	688,574	2,562			362
3 民生費	1,613,278	36,614	1,649,892			60	36,554
5 農林水産業費	494,190	2,370	496,560	2,370			
6 商工費	19,986	0	19,986	800			△800
8 消防費	611,846	8,456	620,302			8,456	
9 教育費	885,559	3,034	888,593	2,750		△1,160	1,444
歳 出 合 計	6,020,000	53,398	6,073,398	8,482		7,356	37,560

2 歳 入
(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	1,592	5,712	7,304
計	39,402	5,712	45,114

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	11	400	411
4 農林水産業費県補助金	225,680	2,370	228,050
計	298,707	2,770	301,477

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

2 指定寄附金	30,498	300	30,798
計	95,498	300	95,798

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

6 陸平基金繰入金	15,608	△1,400	14,208
8 財政調整基金繰入金	204,200	37,560	241,760
計	344,730	36,160	380,890

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

1 消防団員退職報償金	1	8,456	8,457
計	110,761	8,456	119,217

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	5,712	61 地方創生推進交付金 5,712

2 総務管理費補助金	400	15 街頭防犯カメラ設置促進事業補助金 400
1 農業費補助金	2,370	75 経営体育成支援事業補助金 2,370

1 指定寄附金	300	30 学校教育事業費指定寄附金 300

1 陸平基金繰入金	△1,400	5 陸平基金繰入金 △1,400
1 財政調整基金繰入金	37,560	5 財政調整基金繰入金 37,560

1 消防団員退職報償金	8,456	5 消防団員退職報償金 8,456

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	244, 233	46	244, 279				46
7 企画費	110, 084	2, 878	112, 962	1, 962			916
8 諸費	1, 498	0	1, 498	200			△200
12 防犯対策費	14, 689	0	14, 689	400			△400
計	467, 429	2, 924	470, 353	2, 562			362

節		説 明
区 分	金 額	
14 使用料及び賃借料	46	3 総務事務費 46 14 使用料及び賃借料 46 1 使用料 2 駐車場使用料
13 委託料	2, 700	6 企業誘致事業費 178 19 負担金補助及び交付金 178 10 補助金 30 企業立地奨励金
19 負担金補助及び交付金	178	12 ミホー・アフター事業費 2, 700 13 委託料 2, 700 5 業務委託料 72 東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地交流資源発信業務委託料

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2 老人福祉費	225, 153	449	225, 602				449
7 医療福祉費	117, 738	124	117, 862				124
計	1, 071, 148	573	1, 071, 721				573

19 負担金補助及び交付金	449	6 在宅福祉事業費 449 19 負担金補助及び交付金 449 10 補助金 2 シルバー人材センター運営費
11 需用費	124	2 医療福祉事務費 124 11 需用費 124 4 印刷製本費 1 印刷製本費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	48, 668	13, 550	62, 218				13, 550
3 保育所費	237, 187	22, 491	259, 678			60	22, 431

17 公有財産購入費	13, 550	2 子育て支援センター（みほふれ愛プラザ）管理費 13, 550 17 公有財産購入費 13, 550 1 公有財産購入費 1 土地購入費
15 工事請負費	13, 997	2 大谷保育所運営費 99 18 備品購入費 99 1 庁用器具費 69 1 庁用器具費 4 図書購入費 30 1 図書購入費
17 公有財産購入費	8, 300	3 大谷保育所管理費 22, 297 15 工事請負費 13, 997 1 土木工事 2 園庭拡張工事 17 公有財産購入費 8, 300 1 公有財産購入費 1 土地購入費
18 備品購入費	194	4 木原保育所運営費 95

(款) 3 民生費			(項) 2 児童福祉費				
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(3 保育所費)							
計	540, 007	36, 041	576, 048			60	35, 981

(款) 5 農林水産業費			(項) 1 農業費				
3 農業振興費	271, 202	2, 370	273, 572	2, 370			
計	485, 541	2, 370	487, 911	2, 370			

(款) 6 商工費			(項) 1 商工費				
2 観光費	2, 978	0	2, 978	800			△800
計	19, 986	0	19, 986	800			△800

(款) 8 消防費			(項) 1 消防費				
1 非常備消防費	270, 855	8, 456	279, 311			8, 456	
4 災害対策費	336, 931	0	336, 931				
計	611, 846	8, 456	620, 302			8, 456	

(款) 9 教育費			(項) 2 小学校費				
2 教育振興費	15, 291	150	15, 441			150	
計	88, 725	150	88, 875			150	

節		説 明	
区 分	金 額		
		18 備品購入費	95
		1 庁用器具費	65
		1 庁用器具費	
		4 図書購入費	30
		1 図書購入費	

19 負担金補助及び交付金	2, 370	3 農業経営対策事業費	2, 370
		19 負担金補助及び交付金	2, 370
		10 補助金	
		77 経営体育成支援事業補助金	

8 報償費	8, 456	2 消防団運営費	8, 456
		8 報償費	8, 456
		1 報償金	
		1 報奨金	
13 委託料	△18, 308	5 屋外防災行政無線整備事業費	
		13 委託料	△18, 308
		8 測量・設計・監理委託料	
		7 屋外防災行政無線整備工事設計監理費	
15 工事請負費	18, 308	15 工事請負費	18, 308
		2 建築工事	
		10 屋外防災行政無線整備工事費	

18 備品購入費	150	4 木原小学校教育振興事業費	50
		18 備品購入費	50
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	
		5 大谷小学校教育振興事業費	50
		18 備品購入費	50
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	
		6 安中小学校教育振興事業費	50
		18 備品購入費	50
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	

(款) 9 教育費(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	14,674	60	14,734			60	
計	48,516	60	48,576			60	

(款) 9 教育費(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	81,112	95	81,207			30	65
計	81,112	95	81,207			30	65

(款) 9 教育費(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	101,513	363	101,876				363
2 公民館費	29,227	340	29,567	2,050			△1,710
3 文化財保護費	21,292	1,839	23,131	700		△1,400	2,539
計	168,441	2,542	170,983	2,750		△1,400	1,192

(款) 9 教育費(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	14,697	△1,109	13,588				△1,109
-----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 備品購入費	60	4 美浦中学校教育振興事業費 60 18 備品購入費60 4 図書購入費 1 図書購入費

18 備品購入費	95	3 幼稚園運営費 95 18 備品購入費95 1 庁用器具費65 1 庁用器具費 4 図書購入費30 1 図書購入費

4 共済費	298	2 社会教育事務費 298 4 共済費298 6 社会保険料 3 社会保険料（非常勤職員）
19 負担金補助及び交付金	65	12 地区公民館補助事業費 65 19 負担金補助及び交付金65 10 補助金 15 地区公民館等修繕等補助金
11 需用費	340	3 中央公民館管理費 340 11 需用費340 6 修繕料 2 施設等修繕料
1 報酬	1,571	4 文化財活用事業費 1,839 1 報酬1,571 4 一般職非常勤職員報酬 1 一般事務職員
4 共済費	225	4 共済費225 6 社会保険料 1 社会保険料（一般職非常勤職員）
9 旅費	43	9 旅費43 1 費用弁償 1 費用弁償

8 報償費	112	3 体育振興費 92 11 需用費92 1 消耗品費 1 消耗品費
11 需用費	△735	6 村民体育祭事業費 △2,401 8 報償費△110 1 報償金 1 報奨金
12 役務費	△33	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1 保健体育総務費)							
2 体育施設費	3, 672	1, 296	4, 968				1, 296
計	283, 716	187	283, 903				187

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	△380	3 事業協力者謝礼 11 需用費 1 消耗品費 1 消耗品費 3 食糧費 1 食糧費 12 役務費 4 手数料 15 チラシ折り込み手数料 22 トイレ汲み取り手数料 13 委託料 5 業務委託料 10 グランド整備業務委託料 14 使用料及び賃借料 2 賃借料 9 機器借上料 12 仮設トイレ賃借料 19 負担金補助及び交付金 10 補助金 4 村民体育祭地区補助 7 村民スポーツフェスティバル事業費	△50 △1, 222 △979 △243 △33 △22 △11 △380 △156 △108 △48 △500 1, 200
18 備品購入費	55	8 報償費 1 報償金 1 報奨金 3 事業協力者謝礼 11 需用費 1 消耗品費 1 消耗品費 3 食糧費 1 食糧費 4 印刷製本費 1 印刷製本費 14 使用料及び賃借料 2 賃借料 9 機器借上料 18 備品購入費 2 機械器具費 1 機械器具費 19 負担金補助及び交付金 10 補助金 10 村民スポーツフェスティバル補助金	222 22 200 395 292 16 87 378 55 150 1, 296
19 負担金補助及び交付金	△350	3 村民運動公園管理費 13 委託料 5 業務委託料 10 ゲートボール場整備委託料	 1, 296

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	2		15,144	4,790 (3.3)			2,305	22,239	2,604	24,843	
	議 員	14	48,648		15,385 (3.3)				64,033	18,822	82,855	
	その他の 特 別 職	1,029	59,250						59,250	2,967	62,217	
	計	1,045	107,898	15,144	20,175			2,305	145,522	24,393	169,915	
補 正 前	長 等	2		15,144	4,790 (3.3)			2,305	22,239	2,604	24,843	
	議 員	14	48,648		15,385 (3.3)				64,033	18,822	82,855	
	その他の 特 別 職	1,029	59,250						59,250	2,669	61,919	
	計	1,045	107,898	15,144	20,175			2,305	145,522	24,095	169,617	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特 別 職									298	298	
	計									298	298	

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>60</u>) 143	104,065	546,900	352,319	1,003,284	181,604	1,184,888	
補 正 前	(<u>59</u>) 143	102,494	546,900	352,319	1,001,713	181,379	1,183,092	
比 較	(<u>1</u>)	1,571			1,571	225	1,796	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	13,476	5,619	8,612		21,040	1,017	15,984	124,397	91,016	71,158	
	補 正 前	13,476	5,619	8,612		21,040	1,017	15,984	124,397	91,016	71,158	
	比 較											

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 143 人 人 143 人 補正前 143 人 人 143 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当		制度改正に伴う増減分		扶養手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	
		その他の増減分		扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
平成30年6月1日現在	平均給料月額	322,730	313,555
	平均給与月額	362,574	318,373
	平均年令	42歳 6月	55歳 0月
平成30年1月1日現在	平均給料月額	331,653	318,213
	平均給与月額	367,523	324,373
	平均年令	43歳 8月	56歳 1月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	151,500	149,200	147,100	144,500
大 学 卒	179,200	-	179,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年6月1日現在	7	() 4	() 3.5%	4	() 10	() 90.9%
	6	() 12	() 10.3%	3	() 1	() 9.1%
	5	() 15	() 12.9%	2	()	()
	4	() 39	() 33.6%	1	()	()
	3	() 15	() 12.9%			
	2	() 25	() 21.6%			
	1	() 6	() 5.2%			
	計	() 116	() 100.0%	計	() 11	() 100.0%
平成30年1月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 14	() 93.3%
	6	() 17	() 14.5%	3	() 1	() 6.7%
	5	() 16	() 13.7%	2	()	()
	4	() 38	() 32.5%	1	()	()
	3	() 16	() 13.7%			
	2	() 22	() 18.8%			
	1	() 4	() 3.4%			
	計	() 117	() 100.0%	計	() 15	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長及び次長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等（以下「用務手等」という。） 調理師 自動車運転手	用務手等 調理師 自動車運転手	相当の経験を有する用務手等 相当の技能又は経験を有する調理師 相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等 高度の技能又は経験を有する調理師 高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分			合計	代表的な職種	
				一般行政職	技能労務職
補 正 後	職員数（ A ）（人）		140	117	15
	昇給に係る職員数（ B ）（人）				
	号給数別内訳	2 号給（人）			
		4 号給（人）			
		6 号給（人）			
		8 号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（ B ）／（ A ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					
補 正 前	職員数（ A ）（人）		140	117	15
	昇給に係る職員数（ B ）（人）				
	号給数別内訳	2 号給（人）			
		4 号給（人）			
		6 号給（人）			
		8 号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（ B ）／（ A ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	(月分)		
補 正 後	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	
補 正 前	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	
国 の 制 度	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	

カ. 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. そ の 他 の 手 当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 19 号

平成 30 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度美浦村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,850 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 166,650 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,739	5,050	6,789
	1 県補助金	1,739	5,050	6,789
5 繰入金		82,714	800	83,514
	2 基金繰入金	7,317	800	8,117
歳入合計		160,800	5,850	166,650

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		93,988	5,850	99,838
	1 総務管理費	17,982	5,850	23,832
歳 出 合 計		160,800	5,850	166,650

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	1,739	5,050	6,789
5 繰入金	82,714	800	83,514
歳入合計	160,800	5,850	166,650

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	93,988	5,850	99,838	5,050		800	
歳 出 合 計	160,800	5,850	166,650	5,050		800	

2 歳 入
(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農業集落排水費県補助金	1,739	5,050	6,789
計	1,739	5,050	6,789

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 農業集落排水事業基金繰入金	7,317	800	8,117
計	7,317	800	8,117

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農業集落排水費県補助金	5,050	10 農業集落排水接続支援事業費補助金 5,050

1 農業集落排水事業基金繰入金	800	5 農業集落排水事業基金繰入金 800

3 歳 出
(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	17,982	5,850	23,832	5,050		800	
計	17,982	5,850	23,832	5,050		800	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		2 農業集落排水事業事務費 5,850
19 負担金補助及び交付金	5,850	19 負担金補助及び交付金 5,850
		10 補助金
		6 農業集落排水接続工事費補助金

議案第 20 号

平成 30 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度美浦村の公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 857,400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		1,000	17,100	18,100
	1 県補助金	1,000	17,100	18,100
6 繰入金		176,052	3,200	179,252
	2 基金繰入金	86,011	3,200	89,211
歳入合計		837,100	20,300	857,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		601,993	20,300	622,293
	2 下水道事業費	451,702	20,300	472,002
歳 出 合 計		837,100	20,300	857,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	1,000	17,100	18,100
6 繰入金	176,052	3,200	179,252
歳入合計	837,100	20,300	857,400

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道費	601,993	20,300	622,293	17,100		3,200	
歳 出 合 計	837,100	20,300	857,400	17,100		3,200	

2 歳 入
(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公共下水道費県補助金	1,000	17,100	18,100
計	1,000	17,100	18,100

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 公共下水道事業基金繰入金	86,011	3,200	89,211
計	86,011	3,200	89,211

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 公共下水道費県補助金	17,100	5 湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金 17,100

1 公共下水道事業基金繰入金	3,200	5 公共下水道事業基金繰入金 3,200

3 歳 出
(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 公共下水道事業費	451, 702	20, 300	472, 002	17, 100		3, 200	
計	451, 702	20, 300	472, 002	17, 100		3, 200	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		2 公共下水道整備事業 <i>20, 300</i>
19 負担金補助及び交付金	20, 300	19 負担金補助及び交付金 20, 300 10 補助金 5 下水道接続工事費補助金

議案第 21 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年美浦村条例第 8 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る工事請負 |
| 2 | 契約の方法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | ¥ 66,042,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 4,892,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都千代田区大手町 1-8-1
KDDI 株式会社 官公庁営業部
部長 福原 成吾 |
| 5 | 工 期 | 本契約の翌日から平成 31 年 3 月 15 日まで |
| 6 | 支出科目 | 平成 30 年度美浦村一般会計
款 8 消 防 費
項 1 消 防 費
目 4 災害対策費
節 15 工事請負費 |

議案第 22 号

物品売買契約の締結について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年美浦村条例第 8 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る物品購入 |
| 2 | 契約の方法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | ¥ 1 6 1, 6 7 5, 3 5 2 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 1 1, 9 7 5, 9 5 2 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都千代田区大手町 1-8-1
KDD I 株式会社 官公庁営業部
部長 福原 成吾 |
| 5 | 履行期間 | 本契約の翌日から平成 31 年 3 月 15 日まで |
| 6 | 支出科目 | 平成 30 年度美浦村一般会計
款 8 消 防 費
項 1 消 防 費
目 4 災害対策費
節 18 備品購入費 |